

家電製品PLセンター インフォメーション 《2017年4月度》

1. 相談等受付概況

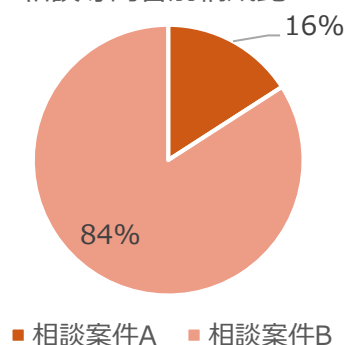
* 相談等受付件数 : 2017年4月度 107件 (前年比 86%)

* 相談等受付区分別件数 :

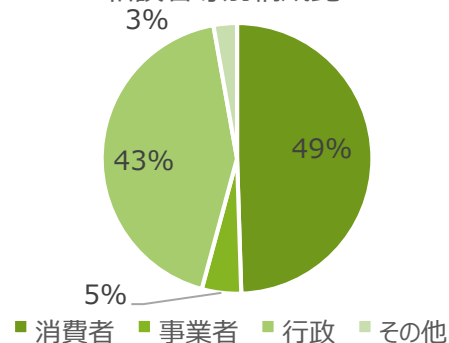
<2017年4月度>

	相談手続		斡旋手続		裁定手続		計	前年比	構成比
	相談案件 A	相談案件 B	拡大損害 事故案件	非拡大損害 事故案件	拡大損害 事故案件	非拡大損害 事故案件			
一般消費者	6	47	0	0	0	0	53	69%	49.5%
事業者	2	3	0	0	0	0	5	83%	4.7%
行政	9	37	0	0	0	0	46	118%	43.0%
その他	0	3	0	0	0	0	3	150%	2.8%
計	17	90	0	0	0	0	107	86%	100%
前年比	57%	96%	-	-	-	-	86%		
構成比	15.9%	84.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%		

相談等内容別構成比



相談者等別構成比



2. 主な拡大損害事故案件及び非拡大損害事故案件の内容

* 今月は、拡大損害事故案件及び非拡大損害事故案件の新規受付はありません。

3. 主な拡大損害事故案件及び非拡大損害事故案件の終了事例

* 今月は、拡大損害事故案件及び非拡大損害事故案件の終了事例はありません。

<語句の説明>

「相談案件A」(*1)

家電製品が原因と思われる事故であって、人の生命、身体又は当該家電製品以外の財産への被害（以下「拡大損害」といいます。）が生じた事故（以下「拡大損害事故」といいます。）及び家電製品が原因と思われる事故であって、拡大損害が生じる可能性はあったが、被害が当該家電製品のみにより、拡大損害が生じなかった事故（以下「非拡大損害事故」といいます。）に係る相談手続の依頼を受けた案件。

「相談案件B」(*1)

相談手続の依頼を受けた案件であって、相談案件Aに含まれるものを除く。

「拡大損害事故案件」(*2)

拡大損害事故に係る斡旋手続又は裁定手続の依頼を受け付けた案件。

「非拡大損害事故案件」(*3)

非拡大損害事故に係る斡旋手続又は裁定手続の依頼を受け付けた案件。

(*1)「相談案件A」と「相談案件B」は、従来の内容区分の「一般相談案件」と「問い合わせ案件」を組み替えたものです。

(*2)「拡大損害事故案件」とは、従来の内容区分の「事故案件」と称したものです。

(*3)「非拡大損害事故案件」とは、従来の内容区分の「品質案件」と称したものです。

※記載内容の転載、複写等についてはあらかじめ家電製品PLセンターにお問合せ下さい。